

これまでの審議状況（三位一体の改革）

【基本的視点】

- 地方の自己責任原則、自己決定原則に基づき、地域住民の受益と負担の関係を明確化するとともに、地方自治体が自ら徴税努力を行い、これにより住民が支出に対して厳しく監視することが地方分権、地方自治の本旨である。三位一体の改革の内容について検討する際には、こういった改革の目的に沿って考えることが必要。
- 三位一体の改革にあたっては、税源移譲のみならず、地方自治体の行政のあり方やパフォーマンスをも含めて議論すべきであり、拙速に話を煮詰めることは適当でない。
- 国と地方の事務配分や税源配分を国、都道府県、市町村で横割型に整理しようという発想で議論がなされようとしているのであれば、基幹税を国、都道府県、市町村が共有しようというようなイメージで捉えることはおかしいのではないか。その場合、税収の配分ではなくて、課税ベースや税率を自主的にコントロールできる税は何かということを長期的には考えるべき。
- 税源移譲については、国税・地方税・社会保障負担の3つをどのように組み合わせるかといった国民負担全体の方向性を念頭において議論を進めることが必要。
- 厳しい財政状況の下、国・地方ともに中期的には増税が避けられない中で税収中立の税源移譲を行っても意味がないのではないか。増収を図る中で税源移譲を行うべき。
- 税源移譲に当たっては、申告納税、源泉徴収の円滑な実施を確保するため、徴収面から見た場合の実行可能性という観点も踏まえるべき。
- 税源移譲に当たっては、住民に身近な市町村にウェイトを置いて行うべき。
- 中長期的にあるべき地方税の姿について税調としてメッセージを発するべきであり、細切れに税源移譲を行うことは良い結果をもたらさない。

- 現実問題として来年度何をするかという問題と、来年以降腰を据えて何を議論するかという問題を仕分けして考えるべき。
- 短時間のうちに根本的な問題を議論して結論を得ることは無理であり、今、基幹税に手を付けてしまうと将来に禍根を残すことになる。

【個別税目について】

- 地方自治の基本的な税源は課税自主権や応益性の観点から、個人住民税と固定資産税を基本とすべき。
- 税源移譲は、住民税か消費税で行うことが考えられるが、地域住民のコスト意識を高める観点からは、税源移譲は住民税を増やす方向で行うのが望ましい。
- 個人住民税の充実を基本に税源移譲を行うのが理想的だが、細切れに移譲していくのではなく、あるべき個人所得税体系や国・地方のあり方について本格的な検討を行った上で移譲を実現すべき。
- 消費税から地方消費税へ移譲することについては、地方消費税の税率は地方公共団体が自主的に決められないという問題。また、消費税は社会保障に結びついた財源であるが、地方においては福祉に関する支出についてコスト意識を自治体が持つようなくみになっていないことから、安易に地方消費税への移譲を行うことは適当でない。
- 地方消費税の機能は地方交付税と実質的に同じであり、住民の自治意識につながらないことから、地方分権の観点から好ましい地方税とはいえない。付加価値税については、所得型の付加価値税である事業税を地方が、消費型の付加価値税である消費税を国がというように分けるのが適当である。
- 国の消費税については、社会保障財源等の問題があり、税源移譲の議論だけで簡単に決めてしまうべきではない。
- 地方税体系は、地域社会のメンバーシップを持つ者が納める個人住民税と、地域社会で様々な事業や取引をして、その地域社会からサービスを受けている者が負担する地方消費税を軸として、国と地方の役割分担に応じ配分すべき。
- 福祉・教育等により地方財政が膨張していく中で、その基礎的な部分を地方消費税で賄うことが必要であり、全ての地方税について税率の自主決定権が及ばなくても構わなく、課税の自主性は住民税の税率を自由に決定することによって自治体間の差をつけられれば良い。

- 現在の税体系は、これまでの望ましい国税と地方税のあり方についての議論の結果であり、基幹税といえ、消費税か所得税であり、1兆円の国庫補助金カットに対し、基幹税として移譲可能なものはどちらなのかを検討し、それを答申に盛り込むべき。
- 具体的な移譲税目については、移譲額の程度に応じて議論すべき。
- 税源移譲は所得税で行うことが理想的であるが、来年移譲すべき税目は、現実的にはたばこ税以外に無い。
- 今後、たばこ税がどの程度の税収になるかと考えた場合、たばこ税を地方財政の基幹税と位置付けるのは非常に難しい。また、たばこ税は喫煙者のみが負担する税であり、負担分任という地方税の原則から見て望ましいかどうか疑問。
- 今年度に関しては現実論としてたばこ税の移譲しかないと思うが、後でもう一度長期の税源配分のあり方を検討することとし、たばこ税の移譲は時限措置としてはどうか。
- たばこ税は基幹税に入っておらず、これを移譲するかどうかは政治の世界で決めればよいのであって、税制調査会の議論としては、むしろ三位一体改革の意義について筋論を展開し、その中で税源移譲の考え方を示せばよいのではない。